

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年3月19日 13時55分ごろ
発生場所	三重県志摩市安乗 <sup>あのり</sup> 埼東方沖 安乗埼灯台から真方位083° 3.5海里付近 (概位 北緯34° 22.4′ 東経136° 58.7′)
事故の概要	ケミカルタンカー <sup>こうしん</sup> 光辰丸は、南南西進中、また、漁船 <sup>もんせい</sup> 紋盛丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年3月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ケミカルタンカー 光辰丸、380トン 136599、辰巳物流株式会社（船舶所有者）、五栄汽船株式会社（船舶借入人）、株式会社辰巳商会（運航者） B 漁船 紋盛丸、4.99トン ME3-44097（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） 航海士A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷船首部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか4人が乗り組み、安乗埼東方沖を南南西進中、単独で船橋当直中の航海士Aが、周囲に他船を見掛けなかったため、船橋後部の海図台で業務日誌の記入を行っていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、安乗埼東方沖で主機を停止し、船首を西方に向け、黒色の球形形象物を表示して錨泊中、船長Bが、前部甲板で南方を向いて釣りをしていたところ、A船と衝突した。 船長Bは、本事故時、北方からの風と波しぶきがあったため、北方の見張りがおろそかになってしまったと、本事故後に思った。
分析	A船は、航海士Aが、船橋後部の海図台で業務日誌の記入を行っていた見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。 航海士Aは、周囲に他船を見掛けなかったことから、船橋後部の海

	<p>図台で業務日誌の記入を行っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、前部甲板で南方を向いて釣りをしている北方の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、北方からの風と波しぶきがあったことから、北方の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が南南西進中、B船が錨泊中、航海士Aが見張りを行っておらず、また、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>